

「共済事業向けの総合的な監督指針」 新旧対照表

改正後	現行
<p>I-2 監督指針策定の趣旨 (略)</p> <p>厚生労働本省は本監督指針に基づき管轄組合の監督行政を実施するものとする。また、都道府県における監督行政に当たっても、本監督指針が参考とされることが期待される。</p> <p>II-2-2-2 監督手法・対応 組合の経営の健全性を確保していくための監督手法である早期是正措置については、規則第248条の2及び同第248条の3において、具体的な措置内容等を規定しているところであるが、その運用基準については次のとおりとする。</p> <p>(1) 命令発動の前提となる支払余力比率 規則第248条の2に規定する別表第6の区分に係る「支払余力比率に係る区分」は、次の支払余力比率によるものとする。</p> <p>①・② (略)</p> <p>(2) 規則第248条の2に規定する別表第6の区分に基づく命令 ①～③ (略)</p> <p>④ 改善までの期間 支払余力比率を改善するための所要期間については上記②及び③を旨とするが、組合が策定する経営改善のための計画等が、当該組合に対する共済契約者等の信頼を維持・回復するために十分なものでなければならぬことは言うまでもない。したがって、共済契約者等の信頼を早急に回復する必要がある場合等においては、上記の期間を大幅に縮減する必要があることに留意すること。</p> <p>なお、組合が、規則第248条の3第1項の規定により、その支払余力比率を当該組合が該当する同第248条の2に規定する別表第6の区分に係る支払余力比率の範囲を超えて確実に改善するための合理的と認められる計画を提出した場合であって、当該組合に該当する同表の区分に係る支払余力比率の範囲を超える支払余力比率に係る同表の区分に掲げる命令を発出するときは、上記②及び③の支払余力比率を改善するための所要期間には、下記II-2-2-3の支払余力比率が当該組合が該当する同表の区分に係る支払余力比率の範囲を超えて確実に改善するための期間に含まれないものとする。</p>	<p>I-2 監督指針策定の趣旨 (略)</p> <p>厚生労働本省及び各地方厚生局は本監督指針に基づき管轄組合の監督行政を実施するものとする。また、都道府県における監督行政に当たっても、本監督指針が参考とされることが期待される。</p> <p>II-2-2-2 監督手法・対応 組合の経営の健全性を確保していくための監督手法である早期是正措置については、規則第248条の2及び同第248条の3において、具体的な措置内容等を規定しているところであるが、その運用基準については次のとおりとする。</p> <p>(1) 命令発動の前提となる支払余力比率 規則第248条の2に規定する別表第5の区分に係る「支払余力比率に係る区分」は、次の支払余力比率によるものとする。</p> <p>①・② (略)</p> <p>(2) 規則第248条の2に規定する別表第5の区分に基づく命令 ①～③ (略)</p> <p>④ 改善までの期間 支払余力比率を改善するための所要期間については上記②及び③を旨とするが、組合が策定する経営改善のための計画等が、当該組合に対する共済契約者等の信頼を維持・回復するために十分なものでなければならぬことは言うまでもない。したがって、共済契約者等の信頼を早急に回復する必要がある場合等においては、上記の期間を大幅に縮減する必要があることに留意すること。</p> <p>なお、組合が、規則第248条の3第1項の規定により、その支払余力比率を当該組合が該当する同第248条の2に規定する別表第6の区分に係る支払余力比率の範囲を超えて確実に改善するための合理的と認められる計画を提出した場合であって、当該組合に該当する同表の区分に係る支払余力比率の範囲を超える支払余力比率に係る同表の区分に掲げる命令を発出するときは、上記②及び③の支払余力比率を改善するための所要期間には、下記II-2-2-3の支払余力比率が当該組合が該当する同表の区分に係る支払余力比率の範囲を超えて確実に改善するための期間に含まれないものとする。</p>
<p>II-2-2-3 規則第248条の3第1項に規定する合理性の判断基準 規則第248条の3第1項の「支払余力比率の範囲を超えて確実に改善するための合理的と認められる計画」の合理性の判断基準は、次のとおりとする。</p> <p>組合の業務の健全かつ適切な運営を図り、当該組合に対する共済契約者等の信頼をつなぎ止めることができる具体的な資本増強計画等を含み、支払余力比率が、原則として3ヵ月以内に当該組合が該当する規則第248条の2に規定する別表第6の区分に係る支払余力比率の範囲を超えて確実に改善する内容の計画であること。</p> <p>(注) 増資等の場合は、出資予定者等の意思が明確であることが必要である。</p> <p>II-2-2-5 計画の進捗状況の報告等</p>	<p>II-2-2-3 規則第248条の3第1項に規定する合理性の判断基準 規則第248条の3第1項の「支払余力比率の範囲を超えて確実に改善するための合理的と認められる計画」の合理性の判断基準は、次のとおりとする。</p> <p>組合の業務の健全かつ適切な運営を図り、当該組合に対する共済契約者等の信頼をつなぎ止めることができる具体的な資本増強計画等を含み、支払余力比率が、原則として3ヵ月以内に当該組合が該当する規則第248条の2に規定する別表第5の区分に係る支払余力比率の範囲を超えて確実に改善する内容の計画であること。</p> <p>(注) 増資等の場合は、出資予定者等の意思が明確であることが必要である。</p> <p>II-2-2-5 計画の進捗状況の報告等</p>

改正後

計画の進捗状況は、毎期（中間期を含む。）報告させることとし、その後の実行状況が計画と大幅に乖離していない場合は、原則として計画期間中新たな命令は行わないものとする。ただし、第2区分の命令を行なった組合にあっては、その後支払余力比率が100%以上200%未満の範囲に達したときは、当該時点において第1区分の命令を行うことができるものとする。

また、組合が、規則第248条の3第1項の規定により、その支払余力比率を当該組合が該当する規則第248条の2に規定する別表第6の区分に係る支払余力比率の範囲を超えて確実に改善するための合理的と認められる計画を提出し、当該組合が該当する同表の区分に係る支払余力比率の範囲を超える支払余力比率に係る同表の区分に掲げる命令を发出した場合においては、原則として増資等の手続に要する期間の経過後直ちに、当該組合の支払余力比率が、当該組合が发出を受けた命令が掲げられた同表の区分に係る支払余力比率以上の水準を達成していないときは、当該時点における支払余力比率に係る同表の区分に掲げる命令を发出するものとする。

III-2-6 説明書類の作成・総覧等

III-2-6-1 記載項目についての留意事項

規則第209条第1項第2号及び同第211条に規定する記載項目についての留意事項は、次のとおりとする。

(1) 一般的な留意事項

① 各記載項目については、本指針に定めるもののほか、企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和48年大蔵省令第5号）、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。）等も参考として、適切かつ分かりやすい表示がなされているか。

②・③ (略)

(2) 個別の記載項目についての留意事項

①～③ (略)

④ 「当該組合及びその子法人等が二以上の異なる種類の事業を営んでいる場合の事業の種類ごととの区分に従い、当該区分に属する経常収益の額、経常剰余金又は経常損失の額及び資産の額（以下この号において「経常収益等」という。）として算出したもの（各経常収益等の総額に占める割合が少ない場合を除く。）については、連結財務諸表規則第15条の2第1項に規定する事業の種類別セグメント情報に準じた記載がなされているか、この場合の「各経常収益等の額の総額に占める割合が小さい場合」については、10%未満とする。

III-2-7 支払余力比率の計算

支払余力比率の正確性等については、規則第166条の2及び第166条の3の規定に基づき、告示第4条の3から第4条の5までの規定の趣旨を十分に踏まえ、以下の点に留意して確認するものとし、問題がある場合にはその内容を通知し、注意を喚起するものとする。

III-2-7-1 届出書の記載内容のチェック

規則第254条第1項第22号に規定する劣後特約付金銭消費貸借（以下、「劣後ローン」という。）による借入れの届出があった場合において、これが共済金等の支払能力の充実に資するものとして適格であるかについて確認するためには、以下の点に留意するものとする。

(1) 少なくとも破産といった劣後状態が生じた場合には、劣後債権者の支払いの請求権の効力が一旦停止し、上位債権者が全額の支払いを受けることを条件に劣後債権者の支払い請求

現行

計画の進捗状況は、毎期（中間期を含む。）報告させることとし、その後の実行状況が計画と大幅に乖離していない場合は、原則として計画期間中新たな命令は行わないものとする。ただし、第2区分の命令を行なった組合にあっては、その後支払余力比率が100%以上200%未満の範囲に達したときは、当該時点において第1区分の命令を行うことができるものとする。

また、組合が、規則第248条の3第1項の規定により、その支払余力比率を当該組合が該当する規則第248条の2に規定する別表第5の区分に係る支払余力比率の範囲を超えて確実に改善するための合理的と認められる計画を提出し、当該組合が該当する同表の区分に係る支払余力比率の範囲を超える支払余力比率に係る同表の区分に掲げる命令を发出した場合においては、原則として増資等の手続に要する期間の経過後直ちに、当該組合の支払余力比率が、当該組合が发出を受けた命令が掲げられた同表の区分に係る支払余力比率以上の水準を達成していないときは、当該時点における支払余力比率に係る同表の区分に掲げる命令を发出するものとする。

III-2-6 説明書類の作成・総覧等

III-2-6-1 記載項目についての留意事項

規則第209条第1項第2号及び同第211条に規定する記載項目についての留意事項は、次のとおりとする。

(1) 一般的な留意事項

① 各記載項目については、本指針に定めるもののほか、企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和48年大蔵省令第5号）等も参考として、適切かつ分かりやすい表示がなされているか。

②・③ (略)

(2) 個別の記載項目についての留意事項

①～③ (略)

(新設)

III-2-7 支払余力比率の計算

支払余力比率の正確性等については、規則第166条の2及び第166条の3の規定に基づき、告示第4条の3から第4条の5までの規定の趣旨を十分に踏まえ、以下の点に留意して確認するものとし、問題がある場合にはその内容を通知し、注意を喚起するものとする。

(新設)

権の効力を発生する、という条件付債権として法律構成することにより、結果的に上位債権者を優先させる契約内容である旨の記載があるか。

(2) 上位債権者に不利となる変更、劣後特約に反する支払いを無効とする契約内容である旨の記載があるか。

(3) 債務者の任意（オプション）による償還については、行政庁への届出が必要であるとす契約内容である旨の記載があるか

Ⅲ-2-7-2 出資の安定性・適格性等の確認

(1) 告示第4条の3第10項に定める「ステップ・アップ金利が過大なものであるか」かどうかは以下の条件に照らして判断するものとする。

① 契約時から5年を経過する日までの期間において、ステップ・アップ金利を上乗せしていないこと。

② 「150ペーシス・ポイント」から「当初の金利のベースとなるインデックスとステップ・アップ後の金利のベースとなるインデックスとの間のスワップ・スプレッド」を控除した値¹ないしは「当初の信用スプレッドの50%」から「当初の金利のベースとなるインデックスとステップ・アップ後の金利のベースとなるインデックスとの間のスワップ・スプレッド」を控除した値²以下となっているか。ただし、告示第4条の3第6項に規定する特定負債性資本調達手段においては、上記「150ペーシス・ポイント」を「100ペーシス・ポイント」と読み替えるものとする。

③ スワップ・スプレッドは、届出日ではなく価格決定時における当初参照証券・金利とステップ・アップ後の参照証券・金利との値付けの差により計算されるものであるが、これが確実に上記②の範囲内となるよう計画されたものとなっているか。

(2) 出資等の調達を行った組合が、当該出資等の出資者等に対して迂回融資等により、その原資となる貸付けを行っていないか。

Ⅲ-2-7-3 支払余力比率の計算に際しての確認

(1) 略

(2) 告示第4条の3第4項第3号における「これらに準ずるものの額」とは、資本の部に計上される任意積立金のうちリスク対応財源以外のものの額を指すこととするが、これに該当しているか。

(3) 略

(注) 例えば、年度末時点での取引残高が当該年度の各月末時点での取引残高の平均値を大きく上回っている場合や、年度末時点での現物資産の保有残高に対するデリバティブ取引の取引残高の割合（以下、「カバー率」という。）が当該年度の各月末時点でのカバー率の平均値を大きく上回っている場合において、その理由等を聴取することとする。

Ⅲ-2-7-4 期限前弁済の届出受理に際してのチェック

規則第254条第1項第23号に規定する劣後ローンの期限前弁済に係る届出を受理しようとする時は、告示の趣旨を十分に踏まえるとともに、当該届出組合における期限前弁済後の支払余力比率がなお十分な水準を維持しているかどうか、特に留意するものとする。

(新設)

(1) 略

(2) 告示第4条の3第3項第3号における「これらに準ずるものの額」とは、資本の部に計上される任意積立金のうちリスク対応財源以外のものの額を指すこととするが、これに該当しているか。

(3) 略

(新設)

(新設)

改正後	現行
<p>別紙様式4（法第50条の4第1項関係） <u>（行政庁の長）</u> 殿</p> <p>住所 組名 代表理事 氏名 印</p> <p>番号 年月日</p> <p>共済事業に係る経理の他の経理への資金運用承認申請書</p> <p>共済事業に係る経理の他の経理への資金運用について、消費生活協同組合法第50条の4第1項の規定に基づき、別添のとおり承認を申請します。</p> <p>(略)</p> <p>別紙様式5（法第50条の4第1項関係） <u>（行政庁の長）</u> 殿</p> <p>住所 組名 代表理事 氏名 印</p> <p>番号 年月日</p> <p>共済事業に係る経理に属する資産の担保提供承認申請書</p> <p>共済事業に係る経理に属する資産の担保提供について、消費生活協同組合法第50条の4第1項の規定に基づき、別添のとおり承認を申請します。</p> <p>(略)</p> <p>別紙様式8（法第50条の4第1項関係） <u>（行政庁の長）</u> 殿</p> <p>住所 組名 代表理事 氏名 印</p> <p>番号 年月日</p> <p>資産運用の方法に関する承認申請書</p>	<p>別紙様式4（法第50条の4第1項関係） <u>〇〇地方厚生局（厚生労働大臣）</u> 殿</p> <p>住所 組名 代表理事 氏名 印</p> <p>番号 年月日</p> <p>共済事業に係る経理の他の経理への資金運用承認申請書</p> <p>共済事業に係る経理の他の経理への資金運用について、消費生活協同組合法第50条の4第1項の規定に基づき、別添のとおり承認を申請します。</p> <p>(略)</p> <p>別紙様式5（法第50条の4第1項関係） <u>〇〇地方厚生局（厚生労働大臣）</u> 殿</p> <p>住所 組名 代表理事 氏名 印</p> <p>番号 年月日</p> <p>共済事業に係る経理に属する資産の担保提供承認申請書</p> <p>共済事業に係る経理に属する資産の担保提供について、消費生活協同組合法第50条の4第1項の規定に基づき、別添のとおり承認を申請します。</p> <p>(略)</p> <p>別紙様式8（法第50条の4第1項関係） <u>〇〇地方厚生局（厚生労働大臣）</u> 殿</p> <p>住所 組名 代表理事 氏名 印</p> <p>番号 年月日</p> <p>資産運用の方法に関する承認申請書</p>

改正後

資金運用の方法について、消費生活協同組合法第50条の14第1項の規定に基づき、別添のとおり承認を申請します。

(略)

別紙様式40 (法第96条の2第6号、規則第254条第1項第22号関係)
 番号 _____
 年月日 _____

(行政機関の長) 殿

住所 _____
 組合名 _____
 代表理事 氏名 _____ 印

劣後特約付金銭消費貸借による借入れ届出書

劣後特約付金銭消費貸借による借入れについて、消費生活協同組合法第96条の2第6号及び消費生活協同組合法施行規則第254条第1項第22号の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

調達(変更)理由	年月日()	
調達(変更)予定日	年月日()	
調達総額(円貨換算額)	(百万円)	
調達先		
調達期間	年月日～年月日(年 月)	
調達金利	%	
支払余力比率の推移	調達直前期 (/ 期)	調達実行期 (/ 期)
	%	%
本件受入後の残高	劣後特約付債務	永久劣後特約付債務
	円貨建 外貨()建	円貨建 外貨()建
通貨別残高		

添付書類

その他参考となるべき事項を記載した書類

(注)

- 1 調達金利は、変動(連動)又は固定の別についても記載すること。
- 2 「本件受入後の残高」欄は、百万円通貨単位とし、外貨建てについては通貨を明示し、通貨毎に記載すること。

現行

資金運用の方法について、消費生活協同組合法第50条の14第1項の規定に基づき、別添のとおり承認を申請します。

(略)

(新設)

改正後

別紙様式4.1 (法第96条の2第6号、規則第254条第1項第23号関係)
 番 号
 年 月 日

(行政機関の長) 殿

住所
 組合名
 代表理事 氏名 印

劣後特約付金銭消費貸借の期限前弁済届出書

劣後特約付金銭消費貸借の期限前弁済について、消費生活協同組合法第96条の2第6号及び消費生活協同組合法施行規則第254条第1項第23号の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

期限前弁済理由	年 月 日 (弁済期限までの残存期間 年 か月)
期限前弁済予定日	年 月 日
期限前弁済を行う債 務の概要	調達総額 (百万円)
	調達先
	調達期間 年 月 日～年 月 日 (年 か月)
	調達金利 %
借換え等を行う場合 の債務の概要	調達予定日 年 月 日
	調達総額 (百万円)
	調達先
	調達期間 年 月 日～年 月 日 (年 か月)
支払余力比率の推移	調達金利 %
	返済直前期 返済実行期 返済実行翌期
	(/ 期) (/ 期) (/ 期)
	% % %

添付書類

- 1 当該債務の「劣後特約付金銭消費貸借による借入れ届出書」の写し
- 2 その他参考となるべき事項を記載した書類

別紙様式4.2 (法第96条の2第6号、規則第254条第1項第24号関係)

番 号
 年 月 日

(行政機関の長) 殿

(行政機関の長) 殿

住所

住所

番 号
 年 月 日

(新設)

別紙様式4.0 (法第96条の2第6号、規則第254条第1項第22号関係)

改正後

組合名
代表理事

氏名 印

不祥事件発生届出書

不祥事件が発生したため、消費生活協同組合第96条の2第6号及び規則第254条第1項第24号の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

組合名	事故発生支所名等		
代理店名(店主名)及び委託状況			
事故者の役職名及び氏名(生年月日及び年齢)	入社年月日	年 月 日	入社 年 月 日
法令違反の該当規定(法令に違反しない場合は理由)	届出の根拠規定(規則)		
組合が不祥事件の発生を知った日	年 月 日 ()	発生前期間	年 月 日 ~ 年 月 日
事故金額(うち実損見込み)	千円 (千円)		
発覚の端緒(日付を含めて記載する)			
事故の概要			
事故の調査・解明の状況			
事後措置			
事故発生原因の分析・問題認識等			
再発防止策			
処分内容	事故者		
	関係者		
備考			

添付書類
その他参考となるべき事項を記載した書類
(注) 事故の詳細が判明しない、処分内容が決定しない等、後日、やむを得ず届出書の追完を

現行

組合名
代表理事

氏名 印

不祥事件発生届出書

不祥事件が発生したため、消費生活協同組合第96条の2第6号及び規則第254条第1項第22号の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

組合名	事故発生支所名等		
代理店名(店主名)及び委託状況			
事故者の役職名及び氏名(生年月日及び年齢)	入社年月日	年 月 日	入社 年 月 日
法令違反の該当規定(法令に違反しない場合は理由)	届出の根拠規定(規則)		
組合が不祥事件の発生を知った日	年 月 日 ()	発生前期間	年 月 日 ~ 年 月 日
事故金額(うち実損見込み)	千円 (千円)		
発覚の端緒(日付を含めて記載する)			
事故の概要			
事故の調査・解明の状況			
事後措置			
事故発生原因の分析・問題認識等			
再発防止策			
処分内容	事故者		
	関係者		
備考			

添付書類
その他参考となるべき事項を記載した書類
(注) 事故の詳細が判明しない、処分内容が決定しない等、後日、やむを得ず届出書の追完

改正後

する場合は、備考欄に当該事故について最初に届け出た日付を記載すること。

現行

をする場合は、備考欄に当該事故について最初に届け出た日付を記載すること。